

栗東市告示第 109 号

差押通知書及び配当計算書の送達を受けるべき者の住所、居住が不明のため、送達不能となったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

この通知書は、総務部税務課納税推進室において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 9月15日

栗東市長 竹 村 健

送達を受ける者の氏名 平田 金士